

令和3年度 基本評価調書①		所管部局	保健福祉部	所管課	地域医療課、医務業務課	
施策名	小児医療体制の確保			施策コード	04022	
政策体系(中項目)	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進			政策体系コード	1(1)B	
知事公約	C0045	総合戦略	A1161	国土強靱化	-	事務事業数 6
SDGs				総合判定	概ね順調	

【1 Plan】

施策目標	小児救急医療提供体制の充実など、子育て中の医療面での不安に対応できる環境づくりを推進する。					
現状と課題	小児人口(15歳未満)や小児医療を行う医師数が減少傾向にある中で、小児医療は、できるだけ患者の身近なところで実施されることが望ましいことから、一般の小児医療や初期小児救急医療を確保するほか、第二次医療圏における専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制の確保に努める必要がある。					
主な取組	小児救急医療の充実(小児救急医療体制の確保に係る運営費助成など)					
予算額(千円)	R3	966,670	R2	967,195	R1	1,008,920
施策のイメージ						

＜成果指標の達成状況＞ ⇒ 3つ以外の指標は、補助指標調書に記載

指標名①	増加	人	H26年度	H28年度	H30年度	最終目標(R5)	達成率	指標判定
小児科医師数(小児人口1万人当たり)(暦年)	目標値		18.4	17.6	17.9	全国平均以上	86.6%	C
	実績値		16.1	15.3	15.5			
設定理由	北海道医療計画に基づき、小児医療体制整備の目標値として設定。【H30】15.5人(全国17.9人) ※隔年で実施される「医師、歯科医師、薬剤師統計(厚生労働省)」を使用している。							
分析(主な取組と成果)								
<p>医育大学における小児科医師等の養成に係る取組に助成しているほか、新生児医療を担当する医師への手当に対する補助を実施するなどの勤務環境改善に関する施策の実施により小児医療体制の確保に努めている。</p>								

指標名②	増加	圏域	R元年度	R2年度	R3年度	最終目標(R5)	達成率	指標判定
小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏数	目標値		21	21	21	21	95.2%	B
	実績値		20	20	20			
設定理由	北海道医療計画に基づき、第二次医療圏における小児医療体制整備の目標値として設定。							
分析(主な取組と成果)								
<p>二次医療圏における輪番制などの取組への補助をしているほか、小児救急電話相談や救命救急センターが実施する小児患者を受け入れる体制の確保経費への補助を実施し、小児医療体制の確保に努めている。</p>								

指標名③	減少	%	H29年度	H30年度	R元年度	最終目標(R5)	達成率	指標判定
乳児死亡率(千対)	目標値		1.9	1.9	1.9	全国平均以下	91%	B
	実績値		1.9	1.9	2.1			
設定理由	北海道医療計画に基づき、住民の健康状態等を示す目標値として設定。 ※「人口動態統計(厚生労働省)」を使用している。							
分析(主な取組と成果)								
<p>二次医療圏における輪番制などの取組や小児救急電話相談などの救急医療体制の整備のほか、医育大学における小児科医師等の養成に係る取組への助成・勤務環境改善に関する施策の実施により、小児医療体制の確保に努めている。</p>								

令和3年度 基本評価調書②	施策名	小児医療体制の確保	施策コード	04022
---------------	-----	-----------	-------	-------

【2 Do&Check】

成果指標	指標名	前々年度	前年度	評価年度	評価年度目標値	指標判定
成果指標	小児科医師数（小児人口1万人当たり）（暦年）	16	15	16	18	C
	小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏数	20	20	20	21	B
	乳児死亡率（千対）	1.9	1.9	2.1	1.9	B
目標（指標）の達成状況	小児救急医療の確保や小児科医養成に係る取組を実施し、一定程度の確保が図られているが、目標を達成していない状況にあるため、今後とも継続的な取組が必要。				指標総合判定	B
連携状況	有識者等で構成する「周産期・小児医療検討委員会」において意見の把握に努めているほか、小児医療電話相談事業では子どもの急な病気やけがに対する看護師や医師の適切な助言によって親の不安を軽減している。また、各圏域における小児救急医療の確保や小児科医の勤務環境改善を図るため、関係機関とも連携しながら体制整備を進めている。				連携判定	○
緊急性優先性	厚生労働省へ小児科医の養成に関する要望をしており、道としても医育大学における小児科医師等の養成に係る取組に助成するほか、勤務環境改善に関する施策を実施している。				緊急性優先性判定	○
総合判定の根拠	小児救急医療の確保や小児科医養成に係る取組を実施し、一定程度の確保が図られているが、目標を達成していない状況にあるため、今後とも継続的な取組の実施が必要。				総合判定（一次評価）	概ね順調

翌年度に向けた対応方針	対応方針番号	内容
	①	引き続き二次医療圏における輪番制などの取組に対する補助の実施や小児救急電話相談などの救急医療体制の整備のほか、医育大学における小児科医師等の養成に係る取組への助成、勤務環境改善に関する施策の実施により、小児医療体制を確保に努める。
	②	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来予定していた形での研修事業の実施が難しい状況が想定されるが、オンライン等を活用し充実に努める。
	③	

〈二次政策評価〉

前年度二次評価意見	対応状況 (R3.3時点)	
R3年度二次政策評価		

【3 Action】

二次政策評価への対応	
R4施策の方向性	子育て中の医療面での不安に対応できる環境作りを推進するため、各種事業を継続して実施するほか、より効果的・効率的な事業の実施についても検討を行いながら小児医療体制を確保に努める。